

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

相模原市

2. 構造改革特別区域の名称

相模原市国際教育特区

3. 構造改革特別区域の範囲

相模原市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

相模原市は、神奈川県北部に位置する首都圏南西部の広域拠点都市である。昭和30年代初頭から、首都圏のベッドタウンとして人口増加が顕著となり、昭和40年代には市内への企業立地が進んだことに伴う人口の著しい流入が始まり、全国でもまれにみる人口急増都市となった。平成15年4月に中核市となった本市は、平成18年3月に津久井町、相模湖町と合併し、更に平成19年3月に藤野町、城山町との合併を経て、平成22年4月に政令指定都市へ移行した。合併に伴い、面積は横浜市に次いで県内第2位（約330k㎡）、人口は横浜市、川崎市に次いで県内第3位（約72万人）の市となった。

このような地理的特性や歴史的経過などにより、全国的に人口が減少傾向にある中で、本市は現在でも子どもを持つ若い世代を中心とした定住人口の増加が続いている。これらの若い市民の多くは、子どもの教育に強い関心を持ち、自らの学習体験や社会人としての体験から、外国語、とりわけ英語を習得することの重要性を認識している。また海外赴任経験者の家族など帰国児童の人数が多く、さらに近年は、市内及び近隣地域の企業に就業する外国籍の市民が増加していることから、外国籍の児童も増加傾向にあり、英語教育のニーズが高い。

また、本市は平成3年にカナダのスカボロー市（現在はトロント市）と友好都市提携を結び、毎年継続的に交流を進めている。更に、津久井町との合併後は、旧町とカナダのトレイル市との友好都市提携を引き継ぎ、交流を進めている。

これらの事業を通じて、子どもたちや保護者の間に英語学習の必要性和充実を求める声が高まりつつある。

一方、市内には戦後米軍に接収された基地が複数あり、基地返還の促進が本市の重要な課題の一つとなっている。このため、基地返還に向けた様々な取り組みを行ってきているところであるが、同時に、現実として基地が存在する状況の中で日米間の相互理解を深めることも重要であり、市立学校とアメリカンスクールとの交流、基地の一般開放、米軍楽隊の市内各地での演奏など、様々な交流事業が行われている。

このように、本市は歴史的にも外国との関わりが深く、総じて英語教育に対する関心が高い地域であり、市が取り組んでいる英語教育や国際交流事業などの更なる発展を図るためには、幼稚園や小学校など、早い段階から英語力や国際的なコミュニケーション能力を身に付けられる教育環境を整え、市民ニーズに応える必要がある。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本市は、歴史的経過などから従来より英語教育に対する意識の高い地域であり、昭和55年度から市立学校で外国人英語指導助手制度を採用したほか、昭和58年度から教員の海外派遣研修事業、中学生の英語弁論大会開催を、また昭和61年度からは国際交流教育普及校の設置など充実した国際教育を行ってきており、これらはいずれも当時としては全国的にも先駆的な取り組みであった。

近年、国際教育に対する市民ニーズは多様化してきており、将来英語を駆使して世界を舞台に活躍できる人材を育成する実践的な英語力の習得や国際的なコミュニケーション能力を身に付けるカリキュラムの構築など、より高いレベルの教育を望む保護者も増えてきている。

本計画は、このような市民ニーズに応えるため、民間事業者の意欲とノウハウを活用して、外国人教師等が英語で教科や生活指導などを行う小学校を株式会社が設置する特定事業を実施するものであり、この計画の実施により、本市がこれまで取り組んできた英語教育関連事業や友好都市との交流などの更なる発展と子どもたちの進路の選択肢も大きく広がることが期待される。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本計画の目標は、広い視野で物事を考え、世界の人々と共生できる国際人を育成することである。

この目標を実現するため、本計画では、民間企業の意欲とノウハウ等を活用して、「学校設置会社による学校設置事業（816）」による小学校を設置し、当該学校において教育課程特例校制度による英語科を設置するとともに、原則として各教科（国語科及び第4学年以上の算数科並びに第4学年以上の社会科の一部を除く）の授業を外国人の教師等が英語で行う「英語イマージョン教育（※注1）」を実施するもの

である。

実施主体は、昭和60年から市内で学習塾経営等を通じて実践的な英語教育に携わってきた実績のある「株式会社EDURE LCA（株式会社エル・シー・エーから平成28年4月社名変更予定）」とする。

また、本計画におけるオリジナルの「英語イマージョン教育」では、授業や学校生活の欧米流化ではなく、あくまでも日本の文化・生活習慣を大切にしながら、そのコミュニケーションを英語中心で行うものである。英語能力の具体的な習得能力については、小学校課程修了段階時において英検2級合格レベルを目標とする。

なお学級編制については、1学級を20名、1学年当り3学級の少人数編成とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本設置校で学んだ児童が、将来世界を舞台に企業や国家の中核としてその能力を発揮することにより、本市のみならずわが国の経済と社会の発展に貢献することが、本計画の最大の成果と考える。

短期的な効果としては、全国的に企業の生産拠点が海外へシフトしている中で、本設置校は帰国児童や外国籍の児童の受け入れ機能を有しているため、海外に拠点を置く国内法人及び国内に拠点を置く外資系法人の本市への誘引要素となり、産業の集積が進み地域経済が活性化することなどが期待できる。

また、本設置校の児童や外国人教師と市立学校の教師や外国人英語指導助手、児童らとの交流等を通じて、市内の全ての児童に対し、異文化や国際理解を深めることが期待できる。

このほか、放課後に在籍児童を預かるアフタースクール（放課後から17時30分まで）を実施することで、学校内で引き続き教師や学校関係者が対応する環境を提供できることは、保護者にとっても安心して子どもを預けられることとなる。

8. 特定事業の名称

学校設置会社による学校設置事業（816）

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本設置校での教員採用に関し、小学校普通免許状を有する者の採用が困難な場合は、神奈川県教育委員会が授与する「臨時免許状」を取得するなど、教員として必

要な資格を有するよう実施主体に対し指導する。

(※注1) イマージョン教育

イマージョン教育とは、通常の教科の授業を第2言語で教えることにより、学習者に自然に第2言語を習得させる教育プログラムである。つまり、イマージョンプログラムでは第2言語を教授の対象としてではなく、教科内容を指導する手段として使う。第2言語が英語の場合には、英語イマージョン教育と言われる。

別紙（特定事業番号：816）

1. 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社EDURE LCA（株式会社エル・シー・エーから平成28年4月社名変更予定）によって設置される小学校

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成19年3月30日

4. 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

株式会社EDURE LCA（株式会社エル・シー・エーから平成28年4月社名変更予定）

（2）事業が行われる区域

相模原市の全域

（3）事業の実施期間

平成20年4月から

（4）事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

学習指導に当る外国人教師等については、本設置校の教育方針等を熟知する期間を設けて研修を行うことにより、授業が効果的に行えるような体制を整える。

教育カリキュラムは、文部科学省の学習指導要領に準拠しつつ、教育課程特例校制度による英語科を設置し、原則として各教科（国語科及び4年生以上の算数

科並びに4年生以上の社会科の一部を除く)の授業を外国人の教師等が英語で行う「英語イマージョン教育」を実施する。

学校施設については、小学校設置基準等の法令等に則ったものとする。

なお、本設置校については、将来的に学校法人立への移行を検討している。

5. 当該規制の特例措置の内容

株式会社EDURE LCA(株式会社エル・シー・エーから平成28年4月社名変更予定)は、平成3年、幼児から高校生を対象に、学習指導及び英語を中心とした語学指導の実施を目的に設置された後、今日までの教育活動を通じ、各年代における指導のノウハウを蓄積してきている。

平成12年度からは、3歳から小学校に就学するまでの幼児を対象とした「日本文化を基本に捉えた英語イマージョン教育」によるプリスクール(幼稚部)を継続運営しており、在園中は基本的に全て外国人指導者の指導を受け、英語を使って過ごすという本計画の基礎となる指導方法を実践していることから、小学校運営に関する計画がこのノウハウを発展・応用させた具体的なものとなっているとともに、安定的に経営されているプリスクールの出身者を中心に、今後も継続的に一定の入学者が見込める。

また、株式会社が運営することにより、地域のニーズを迅速に捉え、的確に教育サービスの内容に反映するなど、民間企業の意欲とノウハウ等を活用して、創意工夫された教育サービスを提供することができる。

なお、学校設置会社の安定性及び継続性並びに適切な学校運営について、本市として次のような対応を実施している。

(1) 本市が定めた「構造改革特区制度を活用した株式会社立の学校設置認可基準」の適合の確認

- 本市では、株式会社から学校設置に係る提案があった場合の「学校設置認可基準」を策定している。株式会社EDURE LCA(株式会社エル・シー・エーから平成28年4月社名変更予定)は、資産要件については、下記(2)に記載する中小企業診断士による経営診断等で資産及び負債の状況等を確認することにより、また、学校経営を担当する役員が学校経営の知識等を有すること、役員が社会的信望を有することなどの要件については、当該株式会社の役員が、過去において公立学校・私立学校の教諭として、学校現場で教育実践に携わった経験を有していることに加え、プリスクール(幼稚部)等の経営実績を有することなどにより、本市の基準及び構造改革特別区域法の要件を満たしていると判断している。

(2) 専門家による経営診断の実施

- ・ 学校設置会社の資産要件については、上記の学校設置認可基準に定められているところであるが、これに加え、会社経営の状況及び今後の見通し等について、専門家による経営診断の実施を指導し、株式会社EDURELCA（株式会社エル・シー・エーから平成28年4月社名変更予定）についても、経営の継続性・安定性等について専門家による診断が実施されている。
その結果、財務基盤の強化など改善の余地はあるものの、特筆すべき課題は指摘されていない。

(3) セーフティネットの構築

- ・ 学校の経営破綻を回避し、又は万一破綻した場合の対策を講じるセーフティネットについては、在籍児童の保護を最優先し、認可者である相模原市長が次のとおり構築する。
 - ① 学校設置後、本市が設置する審議会により、最低年1回、書類及び実地での学校評価を実施する。評価は教育内容について学校教育法等に基づく法令遵守の履行の確認や、経営の安定性などについて、市が設置する基準に基づいて行い、実施した評価の内容は市ホームページなどを通じて広く社会一般に公表する。
 - ② 経営に支障が予見された場合には審議会による調査等を実施し状況を把握するとともに、変更命令など学校経営の正常化に向けた指導等を行う。
 - ③ 万一経営が破綻し、若しくは経営状況が著しく悪化し正常な教育環境が維持できなくなった場合は、本市及び本市教育委員会が連携して、次のような措置を講じる。
 - ア. 専門の窓口を開設し、情報収集を一元的に行うとともに、審議会による調査等により状況を把握し、保護者等の関係者、国、県等の関係機関等に適切な情報提供を行う。
 - イ. 在籍児童のうち、本市在住者については、転入希望先の把握等を行い、希望先の学校に対し受け入れに向けた要請、調整等を行う。
 - ウ. 在籍児童のうち、市外在住者については、児童の属する自治体の教育委員会との協議・調整等を行う。
 - エ. 本設置校について、経営再建の見通しなどを含めた総合的な判断に基づき、閉鎖命令など必要な措置を講じる。

(4) 審議会の設置

- ・ 特区計画認定後、本市では地方自治法の規定による附属機関としての

審議会を設置している。審議会は学校の設置認可にかかる調査審議及び結果の答申又は意見の建議を行うほか、毎年度の学校評価の実施、経営状況が悪化した際の調査審議及び結果の答申又は意見の建議等を行っている。委員は、学識経験者、公認会計士、商工業関係者、小・中学校関係者等より構成している。